

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6029592号
(P6029592)

(45) 発行日 平成28年11月24日(2016.11.24)

(24) 登録日 平成28年10月28日(2016.10.28)

(51) Int. Cl.		F I
G06F 21/62	(2013.01)	G06F 21/62
G06F 21/79	(2013.01)	G06F 21/79
G06K 17/00	(2006.01)	G06K 17/00
G06K 19/073	(2006.01)	G06K 19/073
G06K 19/10	(2006.01)	G06K 19/10

請求項の数 7 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2013-544158 (P2013-544158)
 (86) (22) 出願日 平成24年9月3日(2012.9.3)
 (86) 国際出願番号 PCT/JP2012/072303
 (87) 国際公開番号 W02013/073260
 (87) 国際公開日 平成25年5月23日(2013.5.23)
 審査請求日 平成26年1月7日(2014.1.7)
 審判番号 不服2015-16372 (P2015-16372/J1)
 審判請求日 平成27年9月4日(2015.9.4)
 (31) 優先権主張番号 特願2011-253368 (P2011-253368)
 (32) 優先日 平成23年11月19日(2011.11.19)
 (33) 優先権主張国 日本国(JP)

(73) 特許権者 390009531
 インターナショナル・ビジネス・マシー
 ズ・コーポレーション
 INTERNATIONAL BUSIN
 ESS MACHINES CORPOR
 ATION
 アメリカ合衆国10504 ニューヨーク
 州 アーモンク ニュー オーチャード
 ロード
 New Orchard Road, A
 rmonk, New York 105
 04, United States o
 f America
 (74) 代理人 100108501
 弁理士 上野 剛史

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 記憶装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータに接続されると起動して通信可能となる記憶装置であって、
 前記コンピュータとの通信を制御するインターフェイスと、
 前記インターフェイスを介して前記コンピュータから受信したデータを保管するデータ記憶部と、

ID情報を含む無線信号を所定のタイミング毎に受信し、受信したID情報を認証する無線信号処理部と、

認証されたID情報をキーとして前記データを暗号化し、当該暗号化したデータを前記データ記憶部に送り、さらに、前記無線信号処理部が、最後に前記認証が成功した前記無線信号の受信の時から所定時間内において前記所定のタイミング毎に受信した前記無線信号の全ての前記認証に失敗した場合、前記インターフェイスにおける前記コンピュータとの通信を不能にする制御部と、を備える記憶装置。

【請求項2】

前記制御部は、前記無線信号処理部が前記所定時間内において前記所定のタイミング毎に受信した前記無線信号の少なくとも1つの前記認証に成功した場合に、前記コンピュータからデータ読み出し要求があった場合、当該読み出し要求に対応する暗号化されたデータを前記データ記憶部から読み出して、当該暗号化されたデータを前記認証されたID情報をキーとして復号化して、当該復号されたデータを前記インターフェイスを介して前記コンピュータに送る、請求項1の記憶装置。

【請求項 3】

前記 I D 情報を保管するための I D 情報記憶部と、
前記 I D 情報の認証スイッチと、を更に備え、
前記制御部は、前記認証スイッチがオンになっている場合に、前記無線信号処理部に対して受信した I D 情報を登録 I D 情報として前記 I D 情報記憶部に保管することを指示する、請求項 1 の記憶装置。

【請求項 4】

前記無線信号処理部は、前記認証スイッチがオンになっている場合を除いて、受信した I D 情報が前記 I D 情報記憶部に保管されている登録 I D 情報に一致するか否かを判定することにより前記認証をおこなう、請求項 3 の記憶装置。

10

【請求項 5】

前記 I D 情報には、当該 I D 情報を担持する媒体固有の第 1 の I D 番号と、当該第 1 の I D 番号に付随する第 2 の I D 番号とが含まれ、
前記制御部は、認証された I D 情報中の前記第 1 の I D 番号および前記第 2 の I D 番号のいずれか一方あるいは双方を前記キーとして用いる、請求項 1 または 2 の記憶装置。

【請求項 6】

前記無線信号処理部は R F I D のリーダ/ライタ (R / W) を含み、
前記 I D 情報は、前記 R / W と通信可能な R F I D タグとして前記媒体に担持される、請求項 5 の記憶装置。

【請求項 7】

前記インターフェイスは U S B インターフェイスからなり、前記データ記憶部は、半導体メモリおよび磁気メモリの少なくとも 1 つを含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項の記憶装置。

20

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、記憶装置に関し、より具体的には、コンピュータに接続されると起動して通信可能となる記憶装置における情報保護に関する。

【背景技術】**【0002】**

U S B (フラッシュ)メモリ、U S B 接続のポータブルな H D D 等のようなコンピュータに接続するための U S B インターフェイスを備える記憶装置は、小型で携帯可能であるために、紛失したり盗難にあう可能性が大きい。その紛失や盗難の際に、あるいはユーザが U S B メモリが接続されたコンピュータから離れてしまった際に、U S B メモリ内の情報が漏えいすることを防ぐために、従来から各種方策が取られている。

30

【0003】

例えば、U S B メモリ等の記憶装置に情報を書き込む際にパスワードを入力させ、そのパスワードを入力しないと記憶装置から情報を読み出せないようにすることが行われている。

【0004】

また、公開特許公報の 2009-042927 号 (特許文献 1) には、情報記憶装置において、R F I D カードから I D を受信するリーダ/ライタ (R / W) と、大容量ストレージとを備え、R F I D カードから受信した I D に基づいて、大容量ストレージの端末からのアクセス可能な領域を変更し、あるいは R / W への端末からのアクセスを遮断することが開示されている。

40

【0005】

公開特許公報の 2005-267533 号 (特許文献 2) には、記憶装置において、当該記憶装置が、情報処理装置から予め設定された設定距離以上離れた隔離状態となったことが検出された場合に、当該記憶装置に記録されたデータの一部又は全部のアクセスを禁止し、あるいは当該記憶装置に記録されたデータを暗号化することが開示されている。

50

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2009-042927号公報

【特許文献2】特開2005-267533号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

従来のパスワードを入力させる方法では、予めコンピュータに情報保護のためのドライバやアプリケーションのソフトウェアを導入しておく必要がある。また、情報の書き込み、あるいは読み出しの際に毎回パスワードを入力しなければならず、さらにパスワードの定期的な更新等の管理も必要となる。

10

【0008】

特許文献1の情報記憶装置では、RFIDカードからIDを受信できない場合のデータ保護については考慮されておらず、またデータの暗号化についても何ら考慮していない。

【0009】

特許文献2の記憶装置では、当該記憶装置が、情報処理装置から予め設定された設定距離以上離れた隔離状態にならない場合についてのデータ保護については考慮されておらず、またデータの暗号化もその隔離状態になった場合についてのみおこなうことしか考慮していない。

20

【0010】

したがって、本発明の目的は、これらの従来技術の問題を解決あるいは軽減しつつ、コンピュータに接続されると起動して通信可能となる記憶装置における適切かつ効率的な情報保護をおこなうことである。

【課題を解決するための手段】

【0011】

本発明は、コンピュータに接続されると起動して通信可能となる記憶装置を提供する。その記憶装置は、コンピュータとの通信を制御するインターフェイスと、インターフェイスを介してコンピュータから受信したデータを保管するデータ記憶部と、ID情報を含む無線信号を所定のタイミング毎に受信し、受信したID情報を認証する無線信号処理部と、認証されたID情報をキーとしてデータを暗号化し、当該暗号化したデータをデータ記憶部に送り、さらに、無線信号処理部が所定時間内に認証されたID情報を含む無線信号を受信しない場合、インターフェイスにおけるコンピュータとの通信を不能にする制御部と、を備える。

30

【0012】

本発明によれば、受信したID情報を認証し、認証されたID情報をキーとしてデータを暗号化するので、データの暗号化に際してパスワードを入力する等の手間を省くことができる。また、本発明によれば、所定時間内に認証されたID情報を含む無線信号を受信しない場合、コンピュータとの通信を不能にするので、記憶装置を紛失などした場合、あるいはユーザが使用中のコンピュータから離れたような場合であっても記憶装置内のデータの保護を図ることができる。さらに、本発明によれば、基本的にコンピュータおよびそこで実行されるソフトウェアの介在なしに記憶装置単独でデータの保護を図ることができる。

40

【0013】

本発明の一態様では、制御部は、無線信号処理部が所定時間内に認証されたID情報を含む無線信号を受信している間に、コンピュータからデータ読み出し要求があった場合、読み出し要求に対応する暗号化されたデータをデータ記憶部から読み出して、暗号化されたデータを認証されたID情報をキーとして復号化して、復号されたデータを前記インターフェイスを介して前記コンピュータに送る。

【0014】

50

本発明の一態様によれば、データの暗号化のみならずその復号化においても認証されたID情報をキーとしてデータの復号をおこなうので、データの読み出し時におけるパスワード入力の手間を省くことができると同時に、データ保護のさらなる促進、強化を図ることが可能となる。

【0015】

本発明の一態様では、記憶装置は、ID情報を保管するためのID情報記憶部と、ID情報の認証スイッチとを更に備え、制御部は、認証スイッチがオンになっている場合に、無線信号処理部に対して受信したID情報を登録ID情報としてID情報記憶部に保管することを指示する。

【0016】

本発明の一態様によれば、ユーザの意図により、新たなID情報を新たな登録ID情報としてID情報記憶部に保管させることにより、記憶装置をその新たな登録ID情報でのみ機能する記憶装置として利用することが可能となる。これにより、データ保護機能を堅持しつつ記憶装置の再利用（繰り返し利用）が可能となる。

【0017】

本発明の一態様では、無線信号処理部は、認証スイッチがオンになっている場合を除いて、受信したID情報がID情報記憶部に保管されている登録ID情報に一致するか否かを判定することにより認証をおこなう。

【0018】

本発明の一態様によれば、記憶装置内で受信したID情報の認証が登録ID情報との比較によって自動的におこなわれるので、コンピュータの介在なしに暗号化のためのキーおよびそれを用いた認証の管理を行うことができる。

【0019】

本発明の一態様では、ID情報には、当該ID情報を担持する媒体固有の第1のID番号と、第1のID番号に付随する第2のID番号とが含まれ、制御部は、認証されたID情報中の第1のID番号および第2のID番号のいずれか一方あるいは双方を暗号化または復号化のためのキーとして用いる。

【0020】

本発明の一態様によれば、ID情報を担持する媒体固有の第1のID番号と、第1のID番号に付随する第2のID番号とのいずれか一方あるいは双方を暗号化または復号化のためのキーとして用いるので、さらに、通信するID情報を担持する媒体をその媒体固有のID番号により特定（限定）することができるので、データの保護をより強固なものとするのが可能となる。

【0021】

本発明の一態様では、無線信号処理部はRFIDのリーダ/ライタ（R/W）を含み、ID情報は、R/Wと通信可能なRFIDタグとして前記媒体に担持される。

【0022】

本発明の一態様によれば、RFID技術を利用して無線信号処理部およびID情報を担持する媒体の小型化、省電力化を図ることができる。

【図面の簡単な説明】

【0023】

【図1】本発明の記憶装置とその通信環境の構成例を示す図である。

【図2】本発明の記憶装置の構成例を示すブロック図である。

【図3】本発明の記憶装置の構成例と信号経路の例を示す図である。

【図4】本発明の無線信号処理部によるポーリング処理の流れを示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0024】

図面を参照しながら本発明の実施の形態を説明する。図1は、本発明の記憶装置およびその通信環境の構成例を示す図である。図1においては、コンピュータ10と、USBメモリ20と、非接触型（無線式）のIDカード30とにより、通信環境が構成される。な

10

20

30

40

50

お、コンピュータ10は、図1のノート型に限られず、デスクトップ型、タブレット型、サーバー等その形態は任意に選択可能である。また、コンピュータ10はネットワークに接続されたものでも、あるいはスタンドアローンのものでもよい。

【0025】

記憶装置は、図1のUSBメモリ20に限定されず、基本的にコンピュータに接続されると起動して通信可能となる記憶装置であればなんでもよい。すなわち、USBインターフェイス以外のインターフェイスを備える記憶装置であってもよい。また、USBメモリ20として、図1の半導体メモリ(フラッシュメモリ)タイプではなく、USB接続のHDD等であってもよい。図1において、USBメモリ20は、USBインターフェイス(端子)22を矢印Aの方向からコンピュータ10のUSBインターフェイス12に挿入することにより起動し、コンピュータ10と通信可能な状態となる。USBメモリ20は、さらにIDカード30と無線通信(B)する。

10

【0026】

IDカード30は、USBメモリ20と無線通信するための回路(IC、ICタグ)、アンテナ(コイル)、さらにID情報を格納するためのメモリを内蔵する。IDカード30は、図1のカード(平板)タイプに限定されず、円盤型、ペン型、名札型など任意の形態を選択することができる。ID情報には、IDカード30固有の第1のID番号(例えば、複数桁の数字からなる製品番号)と、第1のID番号に付随する第2のID番号(例えば、複数桁の英数字)とが含まれる。なお、IDカード30の複製防止のため、一定期間毎にIDカード30に格納されるID情報と記憶装置内に格納される認証用の登録ID情報(後述)とを同時に更新する(同一の他のID情報に変更する)ことが望ましい。

20

【0027】

図2は、本発明の記憶装置の構成例を示すブロック図である。図1の例では、USBメモリ20の構成例となる。各ブロックの要素は、通信経路(バス)270を介して相互に通信可能になっている。制御部210は、プロセッサ(CPU)、レジスタ、メモリ等を含み、後述する各種制御をおこなう。無線信号処理部220は、ID情報を含む無線信号を所定のタイミング毎に受信し、受信したID情報を認証する。ID情報記憶部230は、ID情報を保管する。なお、ID情報記憶部230は、制御部210に内蔵あるいは制御部210内のメモリを兼用してもよい。

30

【0028】

インターフェイス(I/F)240は、コンピュータとの通信(入出力)を制御する。データ記憶部250は、インターフェイス(I/F)240を介してコンピュータから受信したデータを保管する。データ記憶部250は、上述したように、USBメモリ20の場合は、フラッシュメモリやHDD等からなる。認証スイッチ(SW)260は、新たにあるいは改めてID情報をID情報記憶部230に保管(登録)させる場合にユーザによってオンされるスイッチである。認証スイッチ(SW)260は、オン/オフでその位置が変わるボタン式あるいはスライド式のスイッチ等からなる。その実施形態は任意に選択することができる。また、ユーザがうっかり誤って認証SW260を押してしまう場合に、ID情報が更新されないようにするために、認証SW260を一定時間(例えば2、3秒)以上押し続けなければオン信号が出力されないようにすることが望ましい。さらに、認証SW260を押した場合、LEDのような小型の発光素子が点灯あるいは点滅してその新たなID情報の登録(更新)の開始およびその完了をユーザに視覚的に知らせるようにしてもよい。あるいは、認証SW260を押した場合、ピープ音等の音を発生させて、ユーザに聴覚的に新たなID情報の登録(更新)の開始およびその完了を知らせるようにしてもよい。

40

【0029】

図3は、本発明の記憶装置の構成例の詳細と信号経路の例を示す図である。図3を参照しながら、主に本発明を構成する各要素の動作について説明する。無線信号処理部220は、R/W制御部221と、タイマ222と、アンテナ223とを含む。R/W制御部221は、例えばRFIDのリーダ/ライタ(R/W)からなる。RFIDのR/Wの場合

50

は、RFID用のIC(ID)タグを内蔵するIDカードが用いられる。RFIDのR/Wは、アンテナ223を介して電磁波である無線信号をIDカードに送り、すなわちポーリングし、RFID用のICタグを内蔵するIDカードを起動させて、IDカードのメモリに格納されているID情報を無線信号(電磁波)として発信させる。R/W制御部221は、IDカードからのID情報を含む無線信号を受信する。タイマ222は、ポーリング開始からの時間を計測する。タイマ222による計測時間は、後述するID情報の認証およびデータ保護のための制御に利用される。R/W制御部221は、受信したID情報を認証し、認証したID情報記憶部230に保管する。ポーリングおよびID情報の認証の制御についてはさらに後述する。

【0030】

制御部210は、暗号化/復号化部211と、メモリ制御部212と、I/Fおよび認証の制御部213とを含む。暗号化/復号化部211は、認証されたID情報をキーとして、I/F240を介してコンピュータから送られるデータを暗号化し、その暗号化したデータをメモリ制御部212を介してデータ記憶部250に送る。暗号化/復号化部211は、暗号化の際に、上述したIDカード30固有の第1のID番号(例えば、複数桁の数字からなる製品番号)と、第1のID番号に付随する第2のID番号(例えば、複数桁の英数字)のいずれか一方あるいは双方を暗号化または復号化のためのキーとして用いる。

【0031】

メモリ制御部212は、データ記憶部250へのデータの書き込みおよびデータ記憶部250からのデータの読み出しの制御、データ記憶部250における書き込みおよび読み出しのアドレス制御等のいわゆるメモリ・コントローラとしての一般的な機能を備えている。

【0032】

I/Fおよび認証の制御部213は、R/W制御部221から所定時間内に認証されたID情報を含む無線信号を受信していることを示す信号を受けている場合において、I/F240を介してコンピュータからデータ読み出し要求を受けた場合、メモリ制御部212に対して読み出し要求に対応するデータの読み出しを指示する。ここで言う所定時間は、予め設定され、例えば10秒である。所定時間に至ったか否かは、R/W制御部221において、タイマ222によって計測されるポーリング開始後の経過時間を基に判断される。メモリ制御部212は、読み出し要求に対応する暗号化されたデータをデータ記憶部から読み出して、暗号化/復号化部211に送る。暗号化/復号化部211は、送られてきた暗号化されたデータを認証されたID情報をキーとして復号し、復号されたデータをI/F240を介してコンピュータに送る。

【0033】

I/Fおよび認証の制御部213は、さらに、R/W制御部221から所定時間内に認証されたID情報を含む無線信号を受信していないことを示す信号を受けた場合、I/F240におけるコンピュータとの通信を不能にする。ここで言う所定時間は、予め設定され、例えば10秒である。コンピュータとの通信を不能にする方法は、例えば、I/F240においてデータラインのインピーダンスをハイ(Hi-Z)またはロウ(Low-Z)にして、論理上コンピュータから切り離された状態(データ送受信不能状態)にする。この時、転送中のトランザクションは最後まで実行させ、少なくとも1パケット分の送受信は完了させるようにする。ただし、転送中のデータは完全な形で転送されないので、コンピュータとの通信再開後に再度転送し直す必要がある。コンピュータとの通信を再開させるには、改めて記憶装置20を起動させる、すなわち例えば図1に例示されるUSBメモリ20にあっては、コンピュータ10のUSBインターフェイス(端子)22から一旦抜いて、再度差し込む必要がある。

【0034】

I/Fおよび認証の制御部213は、さらに、ID情報の認証スイッチ(SW)260がオンになった信号を受けて、R/W制御部221に対して受信したID情報を登録ID

10

20

30

40

50

情報としてID情報記憶部230に保管することを指示する。新たに保管された登録ID情報は、R/W制御部221における認証判断の基準となり、すなわち、登録ID情報に一致するか否かを判定することにより認証がおこなわれ、また暗号化/復号化部211における暗号化/復号化のためのキーとして利用される。これにより、IDカードを紛失等した場合であっても、新たなIDカードに格納されるID情報を用いて、記憶装置20の利用を継続することが可能となる。その際、ID情報が異なることから、前の(古い)ID情報をキーとして暗号化されたデータへのアクセスはできなくなり、情報(データ)漏洩を防止することが可能となる。また、新たにID情報が登録された際に、データ記憶部250をフォーマットすることにより、古いデータを消去してしまふことができる。これにより、完全に古いデータの漏洩を防止することが可能となる。

10

【0035】

次に、図4を参照しながら、記憶装置によるポーリングおよびID情報の認証の制御について説明する。図4は、記憶装置(Memory)とIDカード(ID Card)との間のポーリングおよび認証処理の流れを示す図である。なお、図4におけるポーリングおよび認証制御は、既に述べたように、実際には記憶装置内の無線信号処理部220(R/W制御部221)によって実行される。図4の(a)はID情報の認証に成功する場合であり、(b)は認証に失敗する場合の例である。

【0036】

図4(a)において、記憶装置が起動し(Power On)、ポーリングを所定のタイミングで開始する(P1)。IDカードは、記憶装置と通信可能な状態にある場合、Ackを返し、同時にID情報を送信する(A1)。記憶装置は、受信したID情報が登録ID情報と一致するか否かを判断し、一致して認証がOKな場合は、Valid Flagを出力する(F1)。以下、ポーリング毎に同様な動作が繰り返される。今、n回目のポーリング(Pn)において、Ackが戻らずID情報が受信できないとする(An)。記憶装置はID情報の認証に失敗し、Invalid Flagを出力する(Fn)。図4(a)では、この認証失敗が2回繰り返されるが、所定時間T1内での認証失敗であるので、Valid Flag出力が維持されてID情報の認証継続となる。この所定時間T1は、既に述べたように、例えば10秒である。所定時間以上Valid Flag出力が維持される場合、既に述べたように、その状態を示す信号、すなわち所定時間内に認証されたID情報を含む無線信号を受信していることを示す信号がR/W制御部221からI/Fおよび認証の制御部213に送られる。

20

30

【0037】

図4(b)において、(a)の場合と同様に、ポーリングが所定のタイミングで行われており認証がされているとする(P1、A1、F1)。その後のn回目のポーリング(Pn)において、Ackが戻らずID情報が受信できないとする(An)。記憶装置はID情報の認証に失敗し、Invalid Flagを出力する(Fn)。(b)では、(a)の場合と違って、この認証失敗がその後連続して発生し、所定時間T1を超えて認証失敗を示すInvalid Flagが出力される。この場合、所定時間以上Invalid Flag出力が維持される状態を示す信号、すなわち所定時間内に認証されたID情報を含む無線信号を受信していないことを示す信号がR/W制御部221からI/Fおよび認証の制御部213に送られる。その結果、既に述べたように、I/F240におけるコンピュータとの通信が不能にされる(USB Release)。これにより、記憶装置に格納された情報(データ)へのアクセスが禁止され、その情報漏洩が防止される。

40

【0038】

上述した認証の有無を判断するための所定時間を例えば10秒に設定する理由は、以下の通りである。すなわち、(a)処理中のトランザクションを処理し終わるまでには十分な時間であること、(b)電波状況によっては2~3回は続けて正常にID情報が受信できないケースもあること、(c)数十MBのファイルの転送ならば終わることができるので、必要以上に余計な転送中断は発生しなくて済むこと、さらに(d)IDカードが記憶装置から離れて10秒以内で第三者が記憶装置内のファイル(データ)をコピーしていくことは難しいこと、がその理由である。

50

【0039】

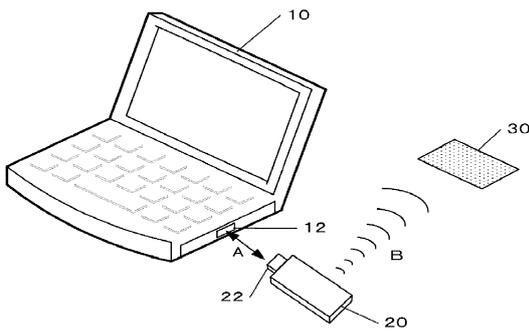
本発明の実施形態について、図を参照しながら説明をした。しかし、本発明はこれらの実施形態に限られるものではない。本発明はその趣旨を逸脱しない範囲で当業者の知識に基づき種々なる改良、修正、変形を加えた態様で実施できるものである。

【符号の説明】

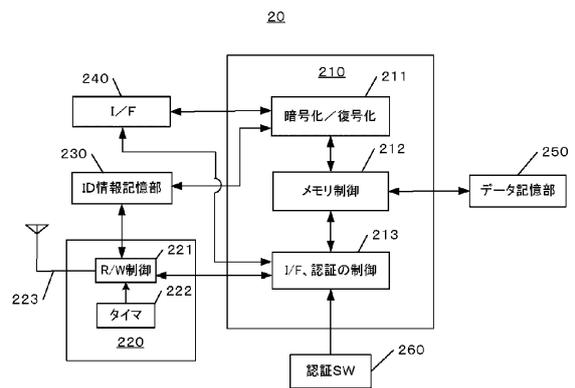
【0040】

- 10 コンピュータ（PC）
- 12、22 USBインターフェイス（I/F）
- 20 記憶装置（USBメモリ）
- 270 通信経路（バス）

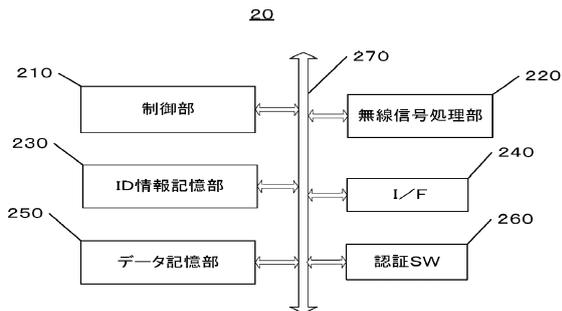
【図1】



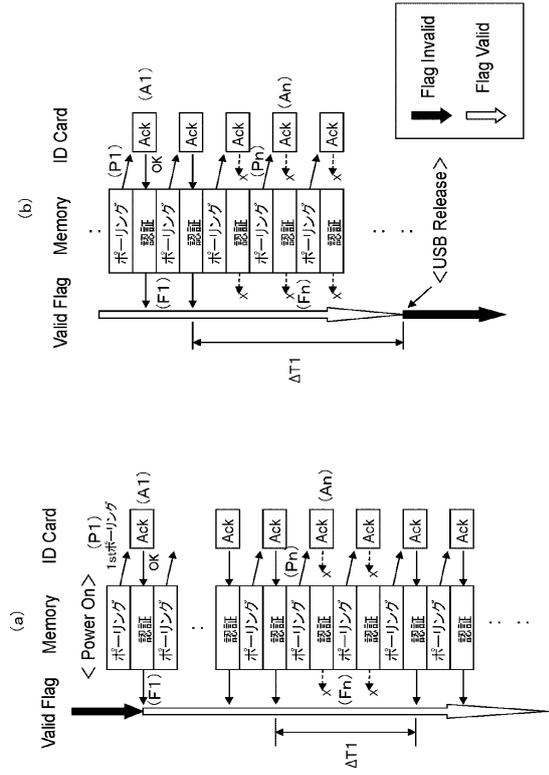
【図3】



【図2】



【 図 4 】



フロントページの続き

(74)代理人 100112690

弁理士 太佐 種一

(72)発明者 松芝 卓二

東京都江東区豊洲五丁目6番52号 NBF豊洲キャナルフロント 日本アイ・ピー・エム株式会社
社 IBM東京ラボラトリー内

(72)発明者 高山 雅夫

東京都江東区豊洲五丁目6番52号 NBF豊洲キャナルフロント 日本アイ・ピー・エム株式会社
社 IBM東京ラボラトリー内

合議体

審判長 辻本 泰隆

審判官 須田 勝巳

審判官 高木 進

(56)参考文献 特開2007-249263(JP,A)

特開2009-42927(JP,A)

特開2009-129413(JP,A)

特開2007-329720(JP,A)

特開2010-20751(JP,A)

米国特許出願公開第2002/0042883(US,A1)

特開2004-208169(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 21/00

H04L 9/00